

「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和7年1月20日
文化庁著作権課

この度、文化庁では、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）に基づく文化庁告示を定める予定です。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条に基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和7年2月19日（水）18時 必着 ※郵送の場合は同日中必着

【3. 意見の提出方法】

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に【「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示」への意見】と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁著作権課企画審議係 宛

電子メールアドレス：chosaku@mext.go.jp

（判別のため、件名は【「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示」への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい）

【4. 意見提出様式】

以下の項目に従って、ご記載ください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、予めご了承願います。

1. 個人／団体の別
2. 氏名／団体名（団体の場合は、代表者の氏名も御記入ください。）
3. 住所
4. 連絡先（電話番号、電子メールアドレスなど）
5. 御意見（※）

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

<記入例>

件名：【「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示」への意見】

1. 個人
2. ××太郎
3. 東京都×××××
4. ×××@××× / 03-××××-××××
5. 御意見

.....

【5. 備考】

- ・御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁著作権課企画審議係)

著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示案の概要

1. 趣旨

著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）により、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度が創設されることとなり、本告示案は、この裁定制度に関し、法律から文化庁長官の定めにより委任されている事項について、定めを行うもの。

2. 概要

(1) 未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置について

利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置は、

- ① 著作物周辺（※）に表示されている情報を確認すること
- ② インターネット検索し、著作権者のものと想定されるウェブサイトや権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること
- ③ 分野横断権利情報検索システムにおいて検索し、権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

のすべてを行い取得した権利者情報等に基づき、2つ以上の連絡先等（取得できたものが1つのみの場合は当該連絡先等）に、利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための連絡を行い、14日間、著作権者からの応答を確認することとする。

また、上記の連絡は国内のものと認められる連絡先等に対して行うものとする。

※書籍の奥付その他の紙面、CDのパッケージなどにおける記載

(2) 著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報及び公表の方法について

著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報は、著作物の利用の可否に関する情報又は利用の可否に係る著作権者の意思を確認できる連絡手段に係る情報とし、これらの公表の方法は、以下のいずれかの方法とする。

- ① 著作物周辺（※）における表示
- ② 著作権者のウェブサイト又は著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報を掲載しているウェブサイトにおける掲載

※書籍の奥付その他の紙面、CDのパッケージなどにおける記載

また、上記の情報のうち、以下のものに付されているものは、著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報に該当しないものとする。

- i. 法第31条により国立国会図書館が自動公衆送信を行える絶版等資料
- ii. 法第67条の裁定により利用されたことがある著作物であって、著作権者が判明していないもの

3. 施行期日（予定）

著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）の施行の日。